

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美祢市長 篠田 洋 司

市町村名 (市町村コード)	美祢市 (35213)
地域名 (地域内農業集落名)	秋吉地区 (岩下・平ヶ谷・八重ヶ原・目畑・上八重・下八重・福王田・片山・上里・下里・上宿・下宿・上瀬戸・下瀬戸・曾和・上随徳・下随徳・広谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

(秋吉南西部)

ため池や導水路、揚水ポンプ等の施設の改修が必要。営農したいが水管理の問題が大きい。農業従事者が60歳以上と高齢な方が多く、後継者候補はいるものの継続が難しい。

(秋吉北東部)

耕作放棄地からの獣被害(イノシシ、鹿)が多く、電柵等の対策は全部、個人で対応。多面的機能支払制度に取り組んでいるエリアは景観保持のため耕作、保全しているものの水害対策が課題。耕作をしている圃場の両隣が耕作放棄地のため、しなくてもよい隣の圃場の草刈りなど余計な労力を要している。水路の管理が悪く農地に水がいかない圃場がある。管理できる農地は最低限保全しているのが現状。後継者がいない。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

多面的機能支払交付金の活動を継続していけるよう後継者を育成。農地は所有者自身が守っていくことを基本とし、観光地周辺の農地は特に保全を図る。未整備田では効率が悪いので、区画整理や農道の舗装、用排水施設の改修などの基盤整備事業の活用を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	164 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	164 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、当面の間は目標地図の区域において農業上の利用が行われることを基本とする。なお、保全・管理を行う区域は関係者協議のうえ、必要に応じて適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続協議
(2)農地中間管理機構の活用方針
継続協議
(3)基盤整備事業への取組方針
継続協議
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農地は地域で守るのが前提と考えている。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では活用する予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①箱罟、電柵等の対策を引き続き講じる。